Ⅱ 国の機関の保有資料の調査関係

1 厚生労働省

旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく調査について (依頼) (衆調発第 27 号 参調発第 8 号) (令和 2 年 7 月 28 日)



衆調発第 27 号 参調発第 8 号 令和2年7月28日

厚生労働省子ども家庭局長 渡辺 由美子殿

> 衆議院調査局厚生労働調査室長 吉川 美由紀

> 参議院厚生労働委員会調査室長 吉岡 成子

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について(依頼)

このたび、衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきまして、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を別紙のとおり行うこととなりました。

つきましては、当該調査を行うにあたり、資料の提供等につきまして特段の御協力を賜りたく、御依頼申し上げます。

※別紙については省略

2 関係府省等

(1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について (依頼)(内閣(内閣官房・内閣府))(令和3年8月26日)

令和3年8月26日

内閣(内閣官房・内閣府)国会連絡室 御中

衆議院調査局厚生労働調査室

参議院厚生労働委員会調査室

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について(依頼)

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきましては、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を(別紙1)により行っているところであります。

昭和23年に制定された旧優生保護法に関しては、多くの方々が、特定の疾病 や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術又は放射線の照射(優生 手術等)を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。今 回の調査では、昭和23年から平成8年に旧優生保護法が現在の母体保護法に改 正されるまでの間の行政機関の果たしてきた役割を含め、優生手術等の実施状 況等について調査を行うこととしております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、現時点で保有している旧優生保護法に関連する資料や記録の有無について御確認いただき、<u>本年 10 月 29 日 (金)</u>までに、(別紙 2)調査様式に御記入の上、下記連絡先のメールアドレスまで御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料がある場合につきましては、別途、資料の提供等について御相談させていただきたいと存じます。

以上

)

本件連絡先・調査様式提出先 衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

電 話:03-3581-5777(内線

FAX: 03-3581-7577

Mail:

(2) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について (依頼)(法務省)(令和3年8月26日)

令和3年8月26日

法務省国会連絡室 御中

衆議院調査局厚生労働調査室

参議院厚生労働委員会調査室

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について(依頼)

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきましては、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を(別紙1)により行っているところであります。

昭和23年に制定された旧優生保護法に関しては、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術又は放射線の照射(優生手術等)を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。今回の調査では、昭和23年から平成8年に旧優生保護法が現在の母体保護法に改正されるまでの間の行政機関の果たしてきた役割を含め、優生手術等の実施状況等について調査を行うこととしております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、現時点で保有している旧優生保護法に関連する資料や記録の有無について御確認いただき、<u>本年 10 月 29 日</u>(金)までに、(別紙 2)調査様式に御記入の上、下記連絡先のメールアドレスまで御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料がある場合につきましては、別途、資料の提供等について御相談させていただきたいと存じます。

以上

)

本件連絡先・調査様式提出先 衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

電 話:03-3581-5777(内線

FAX: 03-3581-7577

Mail:

(3) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について (依頼)(外務省)(令和3年8月26日)

令和3年8月26日

外務省国会連絡室 御中

衆議院調査局厚生労働調査室

参議院厚生労働委員会調査室

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について(依頼)

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきましては、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を(別紙1)により行っているところであります。

昭和23年に制定された旧優生保護法に関しては、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術又は放射線の照射(優生手術等)を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。今回の調査では、昭和23年から平成8年に旧優生保護法が現在の母体保護法に改正されるまでの間の行政機関の果たしてきた役割を含め、優生手術等の実施状況等について調査を行うこととしております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、現時点で保有している旧優生保護法に関連する資料や記録の有無について御確認いただき、<u>本年 10 月 29 日</u>(金)までに、(別紙 2)調査様式に御記入の上、下記連絡先のメールアドレスまで御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料がある場合につきましては、別途、資料の提供等について御相談させていただきたいと存じます。

以上

)

本件連絡先・調査様式提出先 衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

電 話:03-3581-5777(内線

FAX: 03-3581-7577

Mail:

(4) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について (依頼)(文部科学省)(令和3年8月26日)

令和3年8月26日

文部科学省国会連絡室 御中

衆議院調査局厚生労働調査室

参議院厚生労働委員会調査室

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について(依頼)

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきましては、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を(別紙1)により行っているところであります。

昭和23年に制定された旧優生保護法に関しては、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術又は放射線の照射(優生手術等)を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。今回の調査では、昭和23年から平成8年に旧優生保護法が現在の母体保護法に改正されるまでの間の行政機関の果たしてきた役割を含め、優生手術等の実施状況等について調査を行うこととしております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、現時点で保有している旧優生保護法に関連する資料や記録の有無について御確認いただき、<u>本年 10 月 29 日</u>(金)までに、(別紙 2)調査様式に御記入の上、下記連絡先のメールアドレスまで御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料がある場合につきましては、別途、資料の提供等について御相談させていただきたいと存じます。

以上

)

本件連絡先・調査様式提出先 衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

電 話:03-3581-5777(内線

FAX: 03-3581-7577

Mail:

(5) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について (依頼)(最高裁判所)(令和3年8月26日)

令和3年8月26日

最高裁判所国会連絡室 御中

衆議院調査局厚生労働調査室

参議院厚生労働委員会調査室

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について(依頼)

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきましては、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を(別紙1)により行っているところであります。

昭和23年に制定された旧優生保護法に関しては、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術又は放射線の照射(優生手術等)を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。今回の調査では、昭和23年から平成8年に旧優生保護法が現在の母体保護法に改正されるまでの間の行政機関の果たしてきた役割を含め、優生手術等の実施状況等について調査を行うこととしております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、現時点で保有している旧優生保護法に関連する資料や記録の有無について御確認いただき、<u>本年 10 月 29 日</u>(金)までに、(別紙 2)調査様式に御記入の上、下記連絡先のメールアドレスまで御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料がある場合につきましては、別途、資料の提供等について御相談させていただきたいと存じます。

以上

)

本件連絡先・調査様式提出先 衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

電 話:03-3581-5777(内線

FAX: 03-3581-7577

Mail:

(6)調査様式

(別紙2)調査様式

头 币 夕			連絡先窓口		
_	部署名	星宗耳	是話番号	内線番号	メールアドレス
900					

保有している資料等の内容

整理番号	資料名	資料作成部署名	資料作成時期	資料の概要	特記事項
例	優生保護法に関する動向について	00局00課	昭和57年12月20日	同日開かれた婦人問題企画推進会議状況改善 委員会の概要	
例	昭和47年度学習指導要領解説	ムム部ムム室	昭和47年	保健体育の授業において「我が国の精神障害の 現状を理解させ、予防や取扱いに関連して優生 保護法に触れる」などと記載	
1					
2					
3					
4					
2					
9					
7					
8					
6					
10					

く留意事項>

・旧優生保護法に関連する資料や記録「「優生思想の啓発」「優生手術等の推進」等への関与、誤った障害者観が当時の施策に与えた影響、平成8年に至るまで優生条項の廃止が 実現できなかった背景・経緯を示す資料等)について記載してください。 ・「特記事項」には、資料のおおよその分量(例:ファイル〇冊、約〇ページ)等を記載してください。